



発行

白井市商工会広報・情報化委員会
E-mail koho-shokokai@shiroi.or.jp
URL http://www.shiroi.or.jp
TEL 047(492)0721
FAX 047(491)9884
〒270-1422 千葉県白井市復1458番

2020年117号

第38回 白井市ふるさとまつり開催

去る10月19日(土)・20日(日)に「第38回白井市ふるさとまつり」が開催されました。昨年より会場を白井総合公園に移しての開催で、当日午前中まで、あいにくの雨天で開催が危ぶまれましたが、その後は晴天に恵まれ来場者の方々にも楽しんでいただきました。

舞台では友好都市(キャンパスピ市)交流20周年記念ステージが行われ、令和元年デビューの新浜レオンさん、お笑いライブでは地元出身で



ろいふるさと大使、のイワイガワさんや、ふるさと歌手による歌謡ショー、各演舞団体の皆様にも盛りあげていただきました。

運営に際し毎年、ボランティアとして参加下さっている白井高校生徒会のほか、ご協力頂いた皆様、大変有り難うございました。

特に今年も駐車場を快く提供して頂きましたホームック白井店様に、ご協力頂き心より感謝申し上げます。

白井市からのお知らせ 償却資産(固定資産税) の申告を忘れずに ～申告は1月31日(金)までに～

償却資産は、工場や商店、農業等を営んでいる法人や個人または、賃貸住宅、駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、車両、工具、備品など(土地・家屋を除く)の事業用資産です。

償却資産は、土地・家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産が所在する市町村に申告することが法律(地方税法)で義務付けられています。

市内に償却資産を所有されている方は令和2年1月1日現在所有している償却資産について1月31日(金)までに申告してください。(市内の事業者等で該当資産がない方や資産の増減がない方も申告の必要があります。)

※申告書は課税課固定資産税班窓口でお渡しするほか、ご連絡いただければ郵送でお送りします。

対象となる償却資産の例

業種	償却資産の例
飲食店	接客用家具、備品、厨房設備、テレビ、カラオケセット、自動販売機など
工場	各種製造設備(施盤、金型、プレス機など)、受変電設備、構内舗装など
ホテル・旅館	客室備品、洗濯設備、製氷機、ボイラーなど
建設業	ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機、パワーショベルなど
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器など
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置など)、各種キャビネットなど
ガソリンスタンド	オイルチェンジャー、洗車機、ガソリン計量器、照明設備など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫など
不動産賃貸業(駐車場・アパートの貸付)	アスファルト舗装、外構工事など

令和元年分所得税・消費税確定申告指導のお知らせ

商工会では確定申告の個別指導会について、下記日程にて開催いたします。会員の皆様には、この機会に是非、指導会にご参加くださいますようご案内申し上げます。

●所得税・消費税確定申告個別指導

指導期間：令和2年2月3日(月)～3月31日(月)まで
指導時間：9:00～16:00(12:00～13:00 休憩)

●所得税・消費税確定申告個別指導会 (税理士による指導：無料)

開催日	講師	指導時間	開催場所
令和2年3月3日(火)	上田 剛士 税理士	10:00～ 16:00	白井市商工会館 2階 会議室
令和2年3月5日(木)	本間 典子 税理士		

※税理士の指導会、参加ご希望の方はTEL、又はFAXでお申込みください

※税務署提出書類には「マイナンバー」の記載が義務付けられています。

◎お申込み・お問い合わせ：商工会事務局 TEL:492-0721 FAX:491-9884

◆指導会に持参いただく書類等

- ・前年分の確定申告書・決算書の控
- ・国民年金・健康保険料の納付書(国民年金は控除証明書が必要です。)
- ・各種保険料の控除証明書
- ・帳簿・領収書等
- ・その他、住宅借入金等特別控除や医療費控除等を受ける場合には別添書類又は領収書が必要です。
- ・消費税の申告をされる方は、前々年分の決算書の控えをご持参下さい。

新規加入会員のご紹介

ご入会頂き誠に有難うございます

事業所名	住所	電話番号	業種
株式会社 シラヤマ	名内 334-1	497-1711	金属製品製造業
青野園	根 437-11	090-4600-8764	造園業
有限会社 松下工芸社	復 86-1	090-1112-1116	商業デザイン・アート製作
長嶺工務店	根 1367-1	080-1261-1665	建設業(型枠大工)

太陽光発電設備の申告

太陽光パネル等の太陽光発電設備は償却資産に該当し、申告が必要になる場合があります。詳しくは課税課固定資産税班までお問い合わせください。

問合せ 白井市役所 課税課固定資産税班
電話 047-492-1111(内線3264～3266)

部下・同僚、仲間・チーム、子供・生徒 ビジネスからプライベートまで使える

実践！ PEP TALK ペップトーク

女性部セミナー

涙あり！笑いあり！感動の言葉の力 体感イベント
あなたも今日からペップトーカー**あなたは、誰かを励ます時、どんな言葉をかけますか？**

ペップトークとは、アメリカで監督やコーチが競技前に選手を励ますために行っている「短くて」「わかりやすく」「肯定的な」「魂を揺さぶる」言葉がけです。ポジティブな言葉がけが選手や同僚の心や脳に影響を与え、潜在能力を引き出すことも可能と言われています。言葉がけを変えて、自分や相手を励ます、ペップトーカーになりませんか！

●日時 令和2年2月18日(火) 14:00～16:00

●会場 白井市文化会館 かおりホール(中ホール)

●受講料 無料 ●定員 40名(定員になり次第締め切りさせていただきます)

●お申込・問合せ 商工会事務局 電話 047-492-0721



講師 西山 崇子氏

我が子のスポーツ・栄養サポートをしていくうち、スポーツインストラクターとなる。現在、ヘルスプロモーションを基に行政・民間にて、キッズ～シニアへ運動指導。青少年育成・ママサポートを手掛け、心と身体のバランスのとれたコミュニティ作りを目指す。健康運動実践指導者、加圧トレーナー、子育てマイスター

第7回 街コン 開催報告

白井コミュニティーセンターの主催による街コン「第7回 街コン」が11月16日(土)、ル・ブランにおいて盛大に開催されました。

今年は2部制で行われ1対1のトークや軽食を取りながらのフリートーク・などで盛り上がり合計■組のカップルが誕生いたしました。おめでとうございます。

**INFORMATION おしらせ****白井市からのお知らせ****住宅リフォーム補助金が令和2年度で終了します**

平成24年度から(市で)開始した住宅リフォーム補助金は、事務事業評価に基づく見直しにより令和2年度をもって終了します。令和2年度の受付開始は、令和2年5月頃の予定です。受付開始日は、「広報しろい」に掲載します。

【住宅リフォーム補助金の概要】

市内施工業者により施工される20万円以上のリフォーム工事が対象です。

補助金額は、補助対象工事費の1/10で、上限が10万円です。

工事契約前の事前申請が必要です。

申込み・問合せ

(白井市役所) 建築宅地課建築班

電話 047-492-1111

白井市プレミアム付商品券、ご利用の皆様へ～有効期限のお知らせ～

昨年10月に発売し、ご利用いただいております白井市プレミアム付商品券の有効期限は2月29日(土)までです。

期限が切れますとご利用できなくなりますので未使用の商品券はお早めに消費ください。※取扱店は商工会ホームページ、市ホームページでご確認ください。

商工会ホームページ <http://www.shiroi.or.jp>

【商品券取扱店の皆様へ】

使用済み商品券の換金期限は3月13日(金)が最終日です。期限後は換金ができませんので期限内の換金をお願いいたします。

問合せ 換金事務局

電話 047-492-0721

白井市経営支援 千葉県よろず支援拠点 ステップアップセミナー 経営者が知っておくべき「人手不足対策」

～ITによる生産性向上～

少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少等、外部からの人員採用は年々厳しさを増しています。人手が足りないことを理由とする機会損失の回避や残業の未然防止を図るため、ITによる生産性の向上は必須課題となっています。

ITツールを導入するために事前しておくべきことや、お金をかけずに使えるITツールの活用、パソコン上の業務をロボットに置き換えるRPA※の導入事例・デモンストレーションなど、ITによる生産性向上について理解を深めていただくことを目的としたセミナーです。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

※RPA……知識技術を活用した業務効率化・自動化のこと

●日時 1月30日(木) 午後2時～4時30分

●場所 白井市役所 東庁舎1階101会議室

●対象 中小企業・小規模事業者 30人(申込順)

●参加費 無料

●問合せ 電話申込み

又は、直接産業振興課 商工振興班 電話 047-492-1111 (内線3242)

年末調整指導会のお知らせ

●期 日：令和2年1月6日(月)～20日(月) (土日祝日を除きます)

●時 間：10:00～11:30 13:00～16:00

※1月16日(木)9時～15時まで「新年賀詞交換会」開催のため事務所は閉鎖いたします。

・納期の特例(半年に1回源泉所得を報告している方)を受けている事業所は、7月～12月分を翌年1月20日まで納付(10日間延長)

・納期の特例を受けていない事業所、毎月報告している方は1月10日まで納付

〈持参いただく書類等〉

①税務署から郵送された書類

②専従者・従業員に支給した給与、賞与の金額を記載してある帳簿、又は所得税源泉徴収簿(参考に前年分もご持参下さい。)

③専従者・従業員の控除証明書(国民年金保険料の証明書・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済掛金・国民年金基金など)

④国民健康保険税・介護保険料の支払金額(1月～12月まで納めた金額)

⑤専従者・従業員及びその配偶者、扶養家族の住所・生年月日・所得金額を記載した物。

※税務署提出書類は「マイナンバー」の記載が義務付けられています。

自動振替による商工会費の納入のお願い

令和2年度の商工会会費の自動振替日は

4月3日(金) 千葉銀行・千葉興業銀行 4月15日(水) 京葉銀行・千葉信用金庫

に各々予定しております。「お引落日」と「口座残高」のご確認をお願い申し上げます。